

議案第 71 号

令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,761千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,666,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		15,000	2,761	12,239
	1 繰越金	15,000	2,761	12,239
補正されなかった款項に係る額		2,654,307	0	2,654,307
歳入合計		2,669,307	2,761	2,666,546

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,577,429	2,761	2,574,668
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,577,429	2,761	2,574,668
補正されなかった款項に係る額		91,878	0	91,878
歳 出	合 計	2,669,307	2,761	2,666,546

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
保険料納付環境（クレジットカード納付）整備事業	自 令和 3 年度 至 令和 8 年度	1 4 5 千円以内と消費税及び地方消費税の合計額

令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1 歳入

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
1 繰越金	2,761 (15,000) (12,239)	1 繰越金	2,761	・前年度繰越金更正減 〔保険年金課〕 2,761
項計	2,761 (15,000) (12,239)			
款計	2,761 (15,000) (12,239)			
歳入合計	2,761 (2,669,307) (2,666,546)			

2 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,761 (2,577,429) (2,574,668)			2,761 繰越金 2,761 2,761 2,761		18 負担金、補助及び交付金	2,761
							1 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 2,761
				2,761			(1) 後期高齢者医療広域連合納付事業〔 保険年金課 〕 2,761
							負担金、補助及び交付金更正減 (2,761) 負担金更正減 2,761 ・後期高齢者医療保険料納付金更正減 2,761
項 計	2,761 (2,577,429) (2,574,668)			2,761			
款 計	2,761 (2,577,429) (2,574,668)			2,761			
歳出合計	2,761 (2,669,307) (2,666,546)			2,761			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
保険料納付環境（クレジットカード納付）整備事業	145千円以内と消費税及び地方消費税の合計額		千円	自 令 和 3 年 度 至 令 和 8 年 度	千円 162	千円	千円	千円	千円